

1 農場経営管理に係る取組

- (1) ルール策定に係る取組
- (2) 知的財産権への対応
- (3) 記録とその反映に係る取組
- (4) 外部委託先への対応
- (5) 資材供給への対応
- (6) クレーム等への対応
- (7) BCP の策定等に係る取組
- (8) 機器の校正
- (9) 訓練の実施

ルール策定に係る取組

1	<p>農場経営に必要な基本情報（栽培品目名/ほ場*/施設の名称・所在地等）を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。 ※きのこは「ほ場」を「ホダ場」に読み替える</p>	管	労	食	環
---	--	---	---	---	---

適正に農業生産工程を管理するため、基礎的な情報として、農作業に関わるほ場の位置や面積等に係る事項を記録した台帳を作成し、作業や管理の状況を記録しておくことが重要です。

ほ場の効率的な防除や作業を行う上で、ほ場位置、面積等に関わる記録を作成し、保存しましょう。

実践項目

1 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存する。	共通
ほ場や施設の位置や面積等の情報が作業者間で明確となっていると、作業時の間違いや勘違いによる農薬誤散布の発生や、危険箇所把握の不十分による作業事故等の発生の恐れが少なく、安全で効率的な作業ができます。	
2 台帳、地図、図面に整理した情報は、作業場や事務所に掲示する。	共通
ほ場や施設、周辺の危険箇所などの情報を、ほ場ごとに管理台帳や地図・図面に記載したり、これまでの栽培履歴の中で特に注意すべき事項などを記録することで、より適正な生産工程管理が可能となります。	

〔ほ場管理台帳の参考様式〕

番号	ほ場名称	面積	所在地(地番)	貸借(権利者)	土性	備考

〔ほ場位置図の参考様式〕

番号	ほ場名称	面積	作付品目	ほ場地図	
				<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	作成日()

関連法令等

- 「農業の働き方改革」 経営者向けガイド（平成 30 年 3 月 20 日農林水産省公表）

ルール策定に係る取組

2	組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。	管	労	食	環
---	---	---	---	---	---

経営者が組織体制を定め、業務ごとの責任者を任命し、責任を担う範囲を明確にして農場内に周知することが、農場のルールを定める上でのスタートです。

責任者には、必要な専門知識、十分な経験を有する人員を当てます。責任者の力量、経験が不足するなら、経営者又は責任者が専門知識を有している外部の人員に相談できる体制を整備します。責任者は行政や関連事業者等から最新の情報を入手し、知識・能力の向上・更新に努めます。特に食品安全、農薬・肥料等の資材、労働安全、労務管理等の情報の収集、知識の取得は農場の運営上、とても重要です。

実践項目

1 業務の役割分担を明確にするとともに責任者を任命し、作業者全員に周知する。	共通
(1) 経営者が組織体制を定め、業務ごとの責任者を任命し、責任を担う範囲を明確にして農場内に周知しましょう。 (2) 経営者は、責任者の業務の責任に、使用する機械、器具、場所、資材等を付帯させ、管理責任を付与し、責務を果たしているか、定期的に確認しましょう。	

2 責任者に学習の機会を与える。	共通
(1) 責任者の力量や経験が不足する場合は、経営者又は責任者が専門知識を有している外部の人員に相談できる体制を整備しましょう。 (2) 責任者は行政や関連事業者等から最新の情報を入手し、知識・能力の向上・更新に努めましょう。	

表 経営者が定めなければならない管理上必要な責任者

経営者
農場の責任者(経営者または経営者から農場管理を委任されたもの)
食品管理の責任者(食品安全及び商品の異常・苦情対応に責任を有する者)
農産物取扱施設の管理責任者(農産物取扱施設の運営に責任を有する者)
肥料管理の責任者(肥料等の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者)
農薬管理の責任者(農薬の選択、計画、使用及び保管の責任を有する者)
労働安全の責任者(作業中のけが、事故の発生を抑制することに責任を有する者)
労働管理の責任者(農場内部の職場環境、福祉及び労働条件(労働時間、賃金等)に責任を有する者)

出典：農林水産省「国際水準GAPガイドライン」

外国人受入に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。
 ●農林水産省「農業分野における外国人の受入れについて」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner>

関連法令等

- 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）

ルール策定に係る取組

3	<p>農場経営に必要な食品安全※、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる事項を明示し、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。</p> <p>※花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える</p>	管	労	食	環
---	---	---	---	---	---

農場を持続可能にするためには、「食品安全（衛生管理）」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5つの分野から農場を適切に管理することが大切です。

GAPを活用して農場の管理に取り組むと、無駄な投資を回避することができたり、作業効率が向上したり、作業者のモチベーションや意識が向上したりするなど、様々なメリットが得られます。その結果、取引先との信頼関係が増す、新たな顧客を獲得する、輸出に取り組めるようになる、地域社会との良好な関係を築けるようになるなど、農場の経営も好転します。

経営者は、農場の目標を「農場運営の方針」として明らかにし、農場内（全従業員）に周知します。

実践項目

1 農場運営の方針を定め、全従業員に周知する。	共通
<p>どうして GAP に取り組むのか、どのような農業者になりたいのか、そのために何をすべきかを考え、農場が目指す方針を定め、周辺の方々ともコミュニケーションをとりながら、農場内（全従業員）に周知しましょう。</p>	

働き方改革に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「農業の「働き方改革」検討会」

<https://www.maff.go.jp/j/study/work>

関連法令等

●農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

ルール策定に係る取組

4	国際水準 GAP ガイドラインに沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。	管	労	食	環
----------	--	----------	---	---	---

食品安全、労働安全、環境保全に取り組んだ持続可能な農業生産の実施のためには、本規範の項目を実践し、農場運営の方針を実現するための組織体制、仕組みやルールづくりとその効果的な取組（①計画、方針、農場のルールの策定、②実践・記録、③点検・評価等の実施状況の確認・検証、④改善、見直し）が必要です。

実践項目

1	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に農場のルールや点検項目を策定する。	共通
産地又は農業者の単位で、農場を利用する計画を策定した上で、本規範の取組事項を基に、農作業実施の農場のルール・手順書又は点検項目（以下「ルール等」という）を作成します。		
2	ルール等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む。）を記録し、保存する。	共通
ルール等を基に、農作業を行い、取組内容を帳簿等に記録、保存します。また、出荷した農産物に対し取引先等から苦情等が寄せられた場合は、こうした情報も、次の農作業の改善に結びつけるために必要になることから、記録、保存を行います。		
3	ルール等に基づく記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。	共通
ルール等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存します。また、産地の農業者団体等が農作業の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合は、その結果も保存します。		
4	自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを行う。	共通
自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、次の農作業や農場のルールの改善、点検項目の見直しに結び付けます。		
5	自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する。	共通
点検・評価に際しては、自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検や、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用します。		

●農林水産省「TRY-GAP!!」

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/try-gap.html#gap01>

関連法令等

●農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

5	農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を決定し、記録を作成・保存。	管	労	食	環

農場での活動や作業、使用した資材等の記録は、自らの行動の確認、管理方法の見直し等に活用する他、取引先等、他者に提示するためにも活用できます。

記録すべき事項を決め、記録のリストを作成しましょう。また、記録すべき事項に漏れがないか、確認しましょう。

記録ごとに説明責任を果たすために必要な期間を定め、紛失や損傷しないように保管し、各種記録の関連性を確認しましょう。

法令によって記録の保管期間が定められている場合はその保管期間に従いましょう。

実践項目

1 農業管理に必要な以下の記録について保管期間を定め、記録を保管する。	共通
(1) 作業記録（作業日、作業名、作業内容、作業時間、使用機械やその稼働時間） (2) 出荷記録（出荷先、販売先、出荷日、品名、出荷数量、収穫ロットや保管ロット） (3) 農薬使用管理記録（No. 11 を参照） (4) 農産物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態・法令に応じて設定）それ以外の記録は取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	
2 法令で定められた記録の保管期間がある場合は、従う。	共通
(1) 高圧殺菌釜自主点検表：3年間（毎月記録） (2) 米トレーサビリティ法に基づく必要事項の伝票：3年間 ※消費期限が付されたもの：3か月、賞味期限が3年を超えるもの：5年間 等	
3 作物の生育の良否や気象等についても記録・保管をする。	共通
肥料や農薬、資材等の購入時の伝票や使用履歴とともに、作物の生育の良否や気象等についても記録・保管し、事後もさかのぼれるようにしておきます	

関連法令等



- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- 食品表示法（平成25年法律第70号）

ルールの策定に係る取組

6	<p>農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全*・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者（訪問者を含む）に対して遵守するよう周知。 ※花きでは「食品安全」を除く</p>	管	労	食	環
---	---	---	---	---	---

生産者は食品業者です。安全な農産物を供給するため、衛生管理の知識や技術を習得し、実践につなげましょう。人（作業員・入場者）の行動をルール化し、農産物の衛生管理に努めるとともに、自らの健康管理にも努めましょう。

実践項目

1	<p>収穫・選別・調製作業に体調不良者を従事させない。外傷がある場合、絆創膏などで保護し手袋を着用する。</p> <p>体調不良者は疾病の伝染源となることから、農産物に直接接触する作業従事の防止のため、作業前の農場責任者への報告をルール化しましょう。また、傷口からの汚染防止のため、傷口を保護した上で手袋を着用し、傷口と農産物の接触を防ぎましょう。</p>	共通
2	<p>作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の作業に応じた適切な装着品と、所持品や飲食等の個人の行動を制限する。</p> <p>荷造り時には農薬、堆肥等で汚れた作業着等そのままの作業は避け、清潔に保たれた専用の作業着を着用し、頭髪等の混入防止のため帽子やマスクを着用しましょう。また、作業時の異物混入防止のため、作業時の所持品は制限するとともに、更衣や飲食、喫煙等については場所を指定するなどルール化し、衛生管理を保ちましょう。</p>	
3	<p>手洗いの手順（手洗いの訓練と頻度を含む）、消毒、爪の手入れ及び衛生的なトイレの実施する。</p> <p>手は細菌数が多いので、作業前に石鹸で適切に洗った上で手袋を着用して作業しましょう。また、トイレの利用方法と利用後の石鹸での手洗いも周知・励行しましょう。</p>	
4	<p>外部からの入場者（見学者、業者等）からの農産物の汚染を防ぐため、入場者に農場のルールを周知し、遵守させる。</p> <p>体調不良者の入場防止のため、事前に症状を申告してもらうようにしましょう。また、入場者の機械でのけがや、手洗い不足による農産物の汚染リスクもあります。入場者自身・作業員・農産物の安全のため、立入禁止箇所や、機械や農産物等に触れない、関係者の指示に従うこと等をルール化し、入場者への遵守を徹底しましょう。</p>	共通
5	<p>上記内容を農場毎にルール化し、作業員・入場者へ周知する。</p> <p>衛生管理の徹底に当たり、ルール化は大切です。ルールはきちんと働かないといけないため、作業員及び入場者へルールを周知しましょう。</p>	共通
<p>●農林水産省「野菜の衛生管理に関する情報」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html ●農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために -栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-（第2版）」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf</p>		

関連法令等

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 野菜の衛生管理指針（第2版）を活用した衛生管理の推進について（令和3年7月30日付け3消安第2503号、3農産第464号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、農産局園芸作物課長通知）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）



7	登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	管	労	食	環
---	-----------------------------------	---	---	---	---


登録品種は、種苗法に基づいて育成者権が与えられ、保護されているため、無断で利用してはいけません。あわせて、商標登録を行い、ブランド名やマーク等を保護している場合についても、無断で使用してはいけません。

また、農業の現場で開発された技術については、適正に評価し、「知的財産」として認識し、保護・活用することが必要です。

実践項目

1 登録品種の利用に当たっては育成者の権利を侵害しない。	共通
<p>登録品種の種苗・収穫物を利用（生産、譲渡等）する際は、原則として権利者の許諾が必要です。果樹の枝等や採取した種子を他の農家等に渡すことは、有償無償を問わず種苗法違反となります。</p> <p>また、種苗法の改正により、令和4年4月1日以降に登録品種の自家増殖を行う場合は、権利者の許諾が必要です。（権利者が認めている場合を除く。）</p> <p>さらに、国内での栽培地域や海外への種苗の持ち出しが制限されている登録品種もあるため、注意が必要です。</p> <p>例) りんご シナノリップ（県内限定） など</p>	

2 商標を適正に活用する。	共通	
<p>自ら開発したブランド名やロゴマークを商標登録で保護する必要はないか、販売戦略と照らして検討しましょう。</p> <p>他者が商標権をもつロゴマーク等を無断で使用することは、商標法違反です。必要な手続きを踏んだ上で使用しましょう。長野県で商標権を所有しているものについては、以下などがあります。</p>		
商標	登録番号	備考
しあわせ信州®	第 5615308 号	長野県が県内外に発信するキャッチフレーズに関する商標
	第 5615309 号	長野県が県内外に発信するロゴマークに関する商標
	第 5816857 号	長野県 PR キャラクター「アルクマ」に関する商標
クイーンルージュ®	第 6057876 号	ぶどう品種「長果 G11」に関する商標
妃紅提®	第 6066262 号	ぶどう品種「長果 G11」に関する商標

麗玉®	第 5799455 号	すもも品種「シナノパール」に関する商標
	第 4782968 号	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）における農業環境負荷低減事業活動（うち、「土づくりと一体的に行う、化学肥料及び化学合成農薬低減の取組」）の認定農業者に関する商標

3 農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用に関する知識や情報の収集に努める。	共通
<p>(1) 施肥のタイミングや蓄積された栽培データ等も立派な「知的財産」であり、適切に管理することで「営業秘密」として保護できる場合があります。</p> <p>(2) 新たに技術・ノウハウを開発した際は、専門家（知的財産アドバイザーや弁理士）にアドバイスをもらいましょう。</p>	

<p>適切な登録品種等の知的財産の利用等に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農林水産省「品種登録ホームページ」 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/ ●植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「『次世代の人たちに読んで欲しい農業分野の知的財産保護・活用のためのテキスト』」 https://pvp-conso.org/1018/ ●植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「流通品種データベース」 https://hinshu-data.jataff.or.jp/varieties/search?clear=1 ●長野県「長野県職務育成品種」 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/chizai/hinshu.html ●長野県「「しあわせ信州」のロゴ・キャッチフレーズをお使いになる方へ」 https://www.pref.nagano.lg.jp/eigyosangyo/brand/shinshu/logo-02.html ●長野県「長野県 PR キャラクター「アルクマ」のイラスト使用申請について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/arukumashinsei.html ●長野県「ぶどう「長果 G11」（商標名：クイーンルージュ®）の種苗の購入について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/chizai/chokag11.html ●長野県「長野県の登録商標「クイーンルージュ®」等の加工品への使用について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/nogyoshiken/naiyo/chizai/queenrouge.html

関連法令等

- 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）
- 種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号）
- 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
- 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）

記録とその反映に係る取組

8	農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。	管	労	食	環
----------	--	----------	---	---	---

農場の安定的な経営・運営のためには、事前に適切な生産計画を策定することが重要です。

計画を踏まえて実績を比較すると、改善点が見えたり、次作の生産計画に反映できるため、まずは生産計画を立てましょう。

また、生産計画に沿って作業の記録をとると、問題が発生した際にこれまでの作業が適切だったのかを確認する基礎資料となるほか、取引先から求められた際に自らの行動を証明する資料となるため、作業記録を取りましょう。

実践項目

1 適切な生産計画を策定する。	共通
<p>農場の生産設備（資本金、労働人数、ほ場、機械、施設等）に係る状況のほか、資産状況（資産や負債、資材等の棚卸資産等）、環境条件（天候や気温等の状況）等を踏まえた上で、取引先への出荷量の目安等を考慮し、生産計画を策定しましょう。</p> <p>計画の策定により、あらかじめ繁忙期を把握でき、計画的な資材や作業者などの手配が可能になるほか、収穫量の見込みが分かると、取引先との取引の継続にもつながります。さらに、販売・営業等のスケジュールを確保しやすくなるだけでなく、農場としての目標や達成度の評価基準にもなるため、作業のモチベーションにつながります。</p> <p>規模や事業の拡大を考えていても、計画がないといつ投資してよいのかが分かりませんが、計画があると投資もしやすくなり、堅実に経営発展をしやすくなります。</p> <p>一方、無計画な作付や無理のある計画を立てると、取引先への需要に応えられない等の問題が発生しやすくなるほか、日々農作業に追われ、経営全体を俯瞰できません。</p>	

2 生産計画に沿って作業を記録する。	共通
<p>作業実施状況の進捗把握と、万一の問題発生時に作業状況を振り返るため、作業について記録を取りましょう。</p> <p>（記録事項）</p> <p>①作業日時、②作業場所、③作業実施品目、④作業内容 など</p> <p>なお、記録方法については、農業者の行い易いよう工夫することが可能です。このため、記録事項の確認が可能な書類であれば、直接書類への記録のほか、電磁的な記録（営農支援アプリ等）により記録することができます。</p>	

3 生産計画を実績と比較し、次作以降に反映する。より良い農場経営へ改善する。	共通
<p>生産実績が分かったところで、計画と比べてどうだったのかを比較しましょう。</p> <p>特に、計画を下回った場合は無理な計画でなかったか、計画の見通しが甘くなかったかを踏まえて精査し、次作へ生かし、よりよい農業経営を目指しましょう。</p>	

関連法令等

- 農業の「働き方改革」経営者向けガイド（平成30年3月20日農林水産省公表）

記録とその反映に係る取組

9	出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	管	労	食	環
---	---	---	---	---	---

出荷する農産物には、食品表示法に基づき適正に名称と原産地を表示します。

加えて農産物は、食品衛生法等により、農業者は可能な限り農産物の出荷に関する記録の作成・保存に努めることが定められています。

また、納品・取引先には、農場名、商品情報（数量等）、出荷日等を情報提供し、農場名と出荷日は、各種記録に紐づけトレーサビリティを確保します。

なお、米は「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）により、米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供を行う全ての方（生産者を含む。）を対象に、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することが義務付けられています。

「いつ・どの品目が・どのくらい出荷されたか」は、経営の把握の上でも大切です。

トレーサビリティとは？

…当該農産物がいつ、どこで、だれによってどのように作られたのかを明らかにするため、生産資材等の調達から生産、出荷まで、以下の双方向の把握で追跡可能な状態にすること。

- ①遡及…事故品から原因作業や場所等を特定するため、記録を使って把握する。
- ②追跡…原因作業や場所と同じロットの農産物の出荷先を、記録を使って追跡する。

実践項目

1 種苗の農薬使用履歴を確認し、記録を記帳する。	共通
農薬使用基準を守るために、種苗で使用された農薬を確認します。	

2 収穫に関する記録を保存している。	共通
--------------------	----

全ての農産物において、食品衛生法に基づき、次の事項について、可能な限り記録し、一定期間保存することとされています。

- ①生産品の品名、②収穫日、③収穫数量、④収穫したほ場、⑤収穫ロット（※）


※ロット…ほぼ同一の条件の下で生産された品物の集団。ロットごとに万一の際の商品回収等の範囲が決まるが、ロット単位で以下の特徴がある。

ロット単位	1ロットの例	日ごろの収穫記録	クレーム時の回収等の範囲
小	1日1ほ場	多い	狭い
大	1日複数ほ場	少ない	広い

なお、記録の保存期間の検討に当たっては、農産物の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間となるように設定することが基本となります。

<p>3 出荷に関する記録を保存され、収穫とのつながりが分かる。 調製する場合、調製に関する記録を保存している。</p>	<p>共通</p>
<p>全ての農産物は、食品衛生法に基づいて、次の事項を可能な限り記録し、一定期間保存することとされています。</p> <p>①生産品の品名、②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日、④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎） ⑤収穫ロット又は収穫ロットと結びついている保管ロットや調製ロット、ほ場名 ⑥食品衛生法第11条の規格基準（残留農薬等）への適合検査を実施した際の記録等</p> <p>なお、出荷記録で出荷先が分かり、農産物と出荷記録が紐づきます。出荷記録に収穫ロットがあれば収穫記録と、収穫記録にほ場名があれば生産ほ場と紐づきます。</p> <p>また、記録方法は、農業者の行い易いよう工夫できます。求められる記録事項を確認できるなら、電磁的記録や、実際の取引伝票（帳簿でも可）の保存で対応できます。保存期間の検討は、2と同様に流通実態に応じて設定することが基本となります。</p>	

<p>4 作業工程の一部を外部に委託する際は、記録するよう委託先に求め、委託生産による農産物は区別している。</p>	<p>共通</p>
<p>生産工程の一部を外部に委託する場合、農産物のうち、どれが外部に委託したのか、把握できるようにします。具体的には、定植するほ場を分ける、定植日・収穫日を分ける、委託する品種と自作する品種を分けるなどを行い、外部委託先がこちらの要求通りの栽培管理の能力を有するか、評価します。</p> <p>また、外部委託又は購入した農産物＝出荷物については、品種別に分ける、出荷先を分ける、伝票や包装に荷印を付けるなどして、識別できるようにしておきます。外部には識別できない方法でも構いません。</p> <p>農場の農産物と、仕入又は外部委託した農産物を混合しても構いませんが、農産物へのクレームがあった場合、原因が農場の管理によるものか、購買先・外部委託先の管理能力によるものか、判別できません。混合する場合は、そのまま農場の責任としてクレームに対応する覚悟が必要です。</p>	

<p>5 米や米加工品を出荷、販売、事業所間の移動、廃棄などを行った場合は、米トレーサビリティ法に基づき、必要事項が記載された伝票等の作成・保存を行う。</p>	
<p>米・米加工品を取引、事業所間の移動、廃棄等をした際は、その記録を作成保存する必要があります。</p> <p>(1) 必要事項 ①名称、②産地、③数量、④年月日、⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬出又は搬入した場所、⑦用途限定米穀についてはその用途</p> <p>(2) 記録の作成方法 帳簿等の書面又は電磁的記録のいずれかで作成することとしていますが、実際</p>	

の取引の伝票類でも、必要事項があれば、その保存で義務を果たしたことになります。

(3) 記録の保存期間

記録は3年間保存する必要があります。但し、消費期限が付された商品は3ヶ月、賞味期限が3年を超える商品は5年間の保存が必要となります。

6 米や米加工品を出荷、販売、事業所間の移動、廃棄などを行った場合は、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報を伝達する。



(1) 米・米加工品を他の事業者譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報（「国産」、「〇〇県産」等）の伝達が必要です。

(2) 口頭による伝達は認められていません。

(3) 一般消費者向けの袋詰米穀及び米加工品は、JAS法の基準に従って産地を記載してください。

●農林水産省「トレーサビリティ関係」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/>

●農林水産省「米トレーサビリティ法の概要」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

●長野県「食品表示法について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/hyouji/hyouji.html>

関連法令等

●米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(平成21年4月24日法律第26号)

●食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

●食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について

(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

●食品表示法(平成25年法律第70号)

10	肥料等の使用記録の作成・保存。	管	労	食	環
-----------	------------------------	----------	----------	----------	----------

肥料の使用状況は、作物の生育状況と比較することで次作の施肥設計の参考とすることができます。農産物の品質に問題（生育不良等から生じる硬化や着花・着果不足等）が生じた際には、使用記録を確認することで原因追及の一助とすることができます。

農作物生産に使用した肥料や土壌改良資材について、ほ場ごとに施した肥料の種類、時期、量等について、記録しておきましょう。

実践項目

1 肥料や土壌改良資材の施用について記録し、適切な期間保存をする。	共通
肥料や土壌改良資材を施用した際には、施肥日、使用場所（ほ場名等）、使用した農産物、施用した肥料等の名称、施肥量、施肥方法（施肥器具）や作業者、作業方法などについて記載しましょう。	

〔肥料使用記録簿の参考様式〕

日付	作物	ほ場番号	肥料銘柄 (N:P:Kも記載)	施肥量	施肥方法	使用した機械名	責任者 確認印
	ハクサイ	A	硫安 N21-P0-K0	10kg	散布	ブロードキャスターA	

関連法令等

- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
(平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知)
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 労働安全衛生規約（昭和 47 年労働省令第 32 号）

記録とその反映に係る取組

11	農薬の使用に関する内容を記録し、保存。	管	労	食	環
-----------	----------------------------	---	---	---	---

農薬使用者は、農薬の使用履歴を確認し、使用基準違反を防止するためにその記録を帳簿に記載するよう努めなければなりません。

実践項目

1 農薬の使用について記録し、適切な期間保存をする。	共通
農薬を使用した際には、使用日、使用場所、使用した農産物、使用した農薬の種類または名称、使用量または希釈倍数、その他必要に応じて防除器具や作業者、作業方法などについて記載しましょう。	

〔農薬使用記録簿の参考様式〕

日付	作物	ほ場番号	薬剤名	対象病害虫	希釈倍率 または 10aあたりの 使用量	散布量	収穫前 日数	使用方法/ 使用機械名	散布者名	責任者 確認印
	いちご	A	○×乳剤	アザミウマ類	2000倍	100L	前日	散布/動噴A	○○	

関連法令等


- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について
（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生規約（昭和47年労働省令第32号）


12	菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。	管	労	食	環
----	----------------------------------	---	---	---	---

原木や培地資材、容器等の培地資材、容器等の菌床製造用材料の受払簿等を作成し、必要事項を記録しましょう。

各作業工程において、重要な事項は後から確認、検証できるように保存しましょう。

実践項目

1	原材料の受払簿の作成や購入伝票、記録帳票の保管。	
(1) 数量、品質、その他必要事項の記録を保存しましょう。 (2) 原木や培地資材の購入伝票や関連する記録帳票を保存しましょう。		

2	各作業工程の重要な事項を記録し、後から確認、検証できるように保存。	
(1) 各作業工程において、以下のような作業記録を残しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用した資材、培地の配合 ・ 殺菌方法、殺菌温度、時間等の条件 ・ 冷却時間 ・ 植菌作業（作業者名、種菌のロット番号等） ・ 培養室、培養温度、湿度等の条件 ・ 発生室、発生温度、湿度等の条件 ・ 収穫作業（作業者名、収穫場所、収穫量等） ・ 廃棄処分作業（発生場所、廃棄量、処分方法等） ・ 包装作業（作業者名、包装時間、包装ロット等） ・ 一時保管（入庫日、保管場所、保管条件、出庫日等） ・ 出荷作業（出荷先、出荷日、出荷数量、出荷ロット等） (2) 付帯する衛生管理（作業者の体調の申告記録等）や点検記録（金属検出器のテスト結果等）も関連付け、どんな条件下で生産・出荷されたきのこなのか、後から確認できる事項を把握・整理しておきましょう。		

関連法令等

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- 食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- きのこの菌床製造管理基準の制定について（平成 4 年 4 月 8 日付け 4 林野産第 38 号林野庁長官通知）

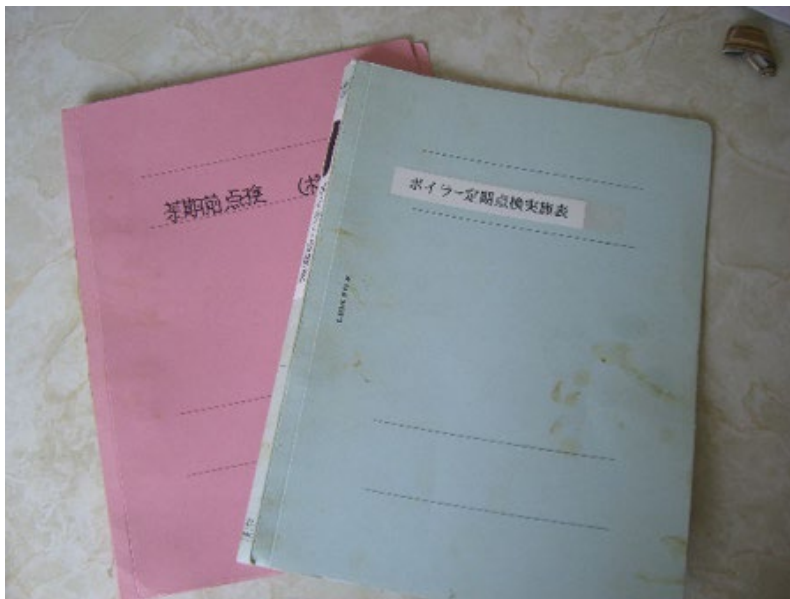
記録とその反映に係る取組

13	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。	管	労	食	環
----	------------------------------------	---	---	---	---

「ボイラー及び圧力容器安全規則」では、ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を行い、記録を3年間、保存することが義務付けられています。
農場で使用するボイラーが、当該規則及び関係する法令等により、どのような規制の対象となるか確認し、有資格者を配置、点検の実施を行い、事故が発生しないように管理します。

実践項目

1 性能検査及び定期自主検査を実施し、記録を保存する。	🌿🍎🍄🌸
<p>(1) ボイラー及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く）は毎年ボイラー協会等が行う性能検査が必要です。</p> <p>(2) 定期自主検査は1か月に1回以上行う必要があり、記録を3年間保存しなければなりません。また、異常が認められたときは補修、その他必要な措置をしなければなりません。</p>	



【○】ボイラー及び圧力容器の点検・記録

写真出典：農林水産省「国際水準GAPガイドライン」

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）

外部委託先への対応

14	工程管理の信頼性を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意形成の実施。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

農場で農産物を生産し、取引先に納品するまでの間、外部の事業者等に工程の一部（播種・定植・防除・施肥・収穫・調製・輸送など）を委託することがあります。その際、農場の経営者（責任者）は、委託先事業者が農場のルールを遵守できる能力を有しているか評価し、実際の遵守状況の点検・確認を、委託先事業者に合意してもらった上で委託しましょう。また、外部委託先に対しても、食品安全、労働安全、環境保全等の各分野について、GAPに基づいて農場が策定したルールに基づく管理を行ってもらうことが必要です。

実践項目

1 委託先事業者との契約を農場と外部委託先で交わす。	共通
どの工程を委託するのか、食品安全、労働安全、環境保全等を確保するためにどのような対応（ルール）を行うのか、ルールに違反した場合の措置、定期的な点検の受入れなどを取り決めた契約を交わしましょう。	

2 農場の責任者は、契約に基づき、定期的に外部委託先に赴き、ルールどおり作業を行っているか確認・点検し、場合によっては改善を要求する。	共通
外部委託先に赴き、決められた手順で作業をしているか、実際の作業の様子や外部委託先が作成している記録により、確認しましょう。	
外部委託先の作業が適切でない場合は作業の改善を要求します。	

【○】カントリーエレベーターの利用に係る業務委託契約書の例

(農作業委託契約書)

J A O O △△営農センター 御中

○○カントリーエレベーターの利用の申込を致します。
利用代金は私（米登録者）の有する J A O O 開設口座からの引き落としを承諾いたします。

平成 年 月 日

自 治 会	
住 所	
申込者氏名 (米登録者)	Ⓜ
連 絡 先	電話

1. 品種別利用申込（該当欄へ品種別の合計を記入して下さい。） 1坪=3.3㎡

項目	1	2	3
品種名	刈取・乾燥・糶摺り調製 (委託コンバイン・生糶)	乾燥・糶摺り調製 (個人コンバイン・生糶)	糶摺り調製 (はぜ乾燥糶・乾糶)
	㎡	㎡	㎡
	㎡	㎡	㎡
	㎡	㎡	㎡

2. 出荷について
1) 白米(右米)は新量を除き米1で全量出荷となります

出典：JA 長野中央会

関連法令等

- 農業支援サービス提供事業者が提供する情報の表示の共通化に関するガイドライン（令和3年3月26日付け2生産第2478号農林水産省生産局長通知）

資材供給への対応

15	<p>食品安全※を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて、サービス提供者の評価及び選定を実施。</p> <p>※花きでは「食品安全」を「衛生管理」に読み替える</p>	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

残留農薬や水質、重金属等について検査を実施する場合、信頼できる外部分析機関等を利用する必要があります。

せっかく外部機関に分析を依頼しても、信頼できる検査結果でなかったり、データが誤っていると、事故を未然に予防できません。

また、他の農業者等から農産物を仕入れて販売している場合、仕入先業者の経営状況によっては、農産物の納品が滞ることがあるかもしれません。

外部のサービスの利用に際しては、適切にサービス提供先の評価をした上で業者を選定し、継続的に情報を収集しましょう。

実践項目

1 サービス提供を依頼する際は、サービス提供者を評価・選定方法を定めて実施する。	共通
<p>分析機関については、信頼できる検査結果を提供してもらうため、厚生労働省の登録検査機関や試験所認定の国際規格である ISO/IEC 17025 の認定機関を活用しましょう。</p> <p>また、資材やエネルギー等の提供事業者、取引先については行政からの情報、周辺農業者、同業者からの評価等を参考に、信頼できる業者を選定します。選定した業者については、問題が発生していないか継続的に情報を収集、評価を実施します。</p> <p>なお、適切なサービスの提供に当たって、契約や覚書を交わすことも有効です。</p>	

- 厚労省登録検査機関 残留農薬の検査が可能な機関
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/jigyousya/kan/
- JAB「ISO17025 認定機関」
https://www.jab.or.jp/certification_bodies/
- 日本 GAP 協会推奨 残留農薬検査機関一覧
<https://jgap.jp/gap/inspection.html>

関連法令等

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

クレーム等への対応

16	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。	管	労	食	環
----	--	---	---	---	---

クレームとは、周辺住民や取引先等の外部からいただくなんらかの要求や主張を伴う意見で、できる限り迅速に対応するため、あらかじめ実効性のある対応手順を明確にしておきましょう。

また、内部で気付いた農場のルール違反も、クレーム同様に対応しましょう。

JA 系統や市場への出荷の場合、農産物のクレームは JA 等に寄せられますが、農産物の出荷元は個々の生産者自身であるため、寄せられている意見について情報を収集し、対応しましょう。特に栽培反省検討会等では、当年産農産物における異物混入等の状況についても情報提供があるため、積極的に参加しましょう。

実践項目

1	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を策定する。	共通
<p>あらかじめクレームの対応手順について、以下を参考に明確にしておきましょう。</p> <p>①クレームや商品に関する異常の発生時に、誰に連絡するか決めておく</p> <p>②状況及び影響の把握（商品回収の必要性の判断を含む。）</p> <p>③応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む。）</p> <p>④原因追及</p> <p>⑤再発防止策の検討</p> <p>⑥取られた再発防止策の効果に対する検証</p> <p>⑦商品回収等のテスト</p> <p>あわせて、農場のルール違反への対応手順についても以下を参考にあらかじめ明確にしておきましょう。</p> <p>①状況及び影響の把握</p> <p>②応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む。）</p> <p>③原因追及</p> <p>④是正処置</p>		
2	クレーム発生のテストを行い、手順に問題がないか確認し、問題があった場合は見直す。	共通
<p>定めた対応手順に問題はないかテストを繰り返し行います。1回のテストでは手順の欠陥を見落とす恐れがあるため、テストを繰り返すことで、実際に役立つ手順に見直しましょう。あわせて、処置への対応時間についても確認しましょう。</p>		

関連法令等

- 製造物責任法（平成6年法律第85号）
- 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

BCP の策定等に係る取組

17	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策（各種保険への加入やBCPの策定等）の実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

近年、自然災害（台風・大雪）等が多発しており、そうした災害等が発生した場合においても、企業や組織にとって、損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図ることは非常に重要です。そのためには、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく BCP（事業継続計画）を策定しておくことが有用です。

農林水産省において「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版 BCP（事業継続計画書）」フォーマットを作成しているのので、こうしたフォーマットを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害等に備えましょう。

また、万が一の事態への備えとして、保険を利用することも検討しましょう。農林水産省では、収入保険と農業共済の2つの農業保険を用意しています。

実践項目

1 発生しうるリスクへの対策や事業継続計画（BCP）の策定を行う。	共通
(1) 「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」を活用するなどしてリスクを予測し、回避や低減等対策を考え、事業継続計画（BCP）を策定しましょう。	

2 農業保険等による補償の適用を受ける。	共通
(1) 万が一の事態への備えとして収入保険や農業共済に加入しましょう。	
(2) 事故発生時の農協の共済、車両の保険など、民間の保険も検討し、リスクに見合った補償を得られる仕組みを整えておきましょう。	
(3) 食中毒発生時の賠償責任に備えた民間の保険への加入も検討しましょう。	

事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 BCP」

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

●農林水産省「農業保険（収入保険・農業共済）」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>

関連法令等

- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）
- 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版 B C P の周知等について（令和 3 年 1 月 27 日付け 2 経営第 2699 号農林水産省経営局保険課長通知）
- 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）

18 計量機器の点検・校正。

管 労 食 環

農産物や肥料・農薬等の計量機器や水分計、温度計、金属探知機などは正確に計量・測定できなければなりません。

農薬の計量カップが正確に量れないと農薬使用基準を超える可能性が考えられるほか、農産物を量目不足で販売してしまうと、顧客からのクレームにもつながるため、定期的に点検・校正を行いましょう。

実践項目

1 農業生産活動において使用する計量機器について把握し、定期的に校正する。

共通

(1) 計量機器が適正に計量されるよう、定期的に校正し、適切に設置・保管しましょう。

なお、温度計等は品質保持の検証に、農薬の計量機器等は農薬の正確な使用に、流量計は養液栽培における給液量の確保等に重要な役割を果たします。

また、異物除去のための篩、検査装置等も定期的に検査し、問題なく機能していることを確認しましょう。

※計量法では、取引や証明に使用する秤について、2年に1度、検量士による定期検査を受けることを義務付けています。(ただし計量法、食品表示法では、青果物は重量表示が義務付けられていないため、必須ではありません。)

(2) 点検・校正の実施状況を把握しやすくするため、一覧表を作成し、点検方法を定め、点検の実施を記録(日付、内容等)しましょう。



【〇】秤、計量容器の用意

写真出典：農業ナビゲーション研究所

●長野県「はかり(非自動はかり)の定期検査とは」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keiryo/gyomu/hakari/index.html>

関連法令等

●計量法(平成4年法律第51号)

訓練の実施

19	作業者が必要な力量を身に付けるための教育訓練を実施。	管	労	食	環
----	-----------------------------------	---	---	---	---

「農場のルール」は、関係者全員が、そのルール（手順）に従って作業を進めることにより、農産物の食品安全や農場の労働安全などが確保されます。

各担当の責任者は、担当範囲のルールについて作業者を教育し、実践できるようになるまで訓練します。日本語をよく理解できない外国人雇用者にも、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教えましょう。

その他、農場のリスク管理の水準を上げるため、関連する講習の受講を促進したり、資格の取得を進めたりすることも大切です。自治体、関連機関、組織等が行っている講習等に積極的に参加し、農場の管理能力向上を図ります。

作業者に実施した教育、訓練の内容は記録し、学習を積み重ねていきましょう。

実践項目

1 作業者への教育、訓練の計画を立案する。	共通
<p>(1) 機械操作に熟練し、安全な操作を理解した者による作業者への訓練を実施しましょう。</p> <p>(2) 食品安全を理解した者により、作業者に衛生管理の教育を実施しましょう。</p>	

2 外国人や障がい者を雇用した場合は、理解できる言語や図等による教育を実施する。	共通
<p>(1) 日本語をよく理解できない外国人雇用者に、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教えましょう。</p> <p>(2) 障がいのある方でも理解しやすいよう、「〇〇個」等の量や回数で示したり、道具に目印をつけるなど、視覚的・具体的な方法で教育しましょう。</p>	

教育訓練に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●厚生労働省「人材開発」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/index.html

●長野県「これから始める「農福連携」ガイドブック」

https://www.pref.nagano.lg.jp/noson/documents/nofuku_guide.pdf

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）